

第 1 1 5 号議案

一般財団法人足立区観光交流協会の助成等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

一般財団法人足立区観光交流協会の助成等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区（以下「区」という。）が一般財団法人足立区観光交流協会（以下「協会」という。）に対して助成することにより、観光事業及び提携都市との交流事業等を通じて区のイメージアップを図るとともに、にぎわいの創出と区内消費の拡大を図り、もって区内経済の活性化に寄与することを目的とする。

(財産の貸付等)

第 2 条 区は、協会に対し、その業務を行うために必要な区の財産を無償で、次の各号に定めるところにより使用させ、貸し付け、又は譲渡することができる。ただし、特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 土地、建物その他の行政財産の使用又は貸付け

(2) 前号に掲げるもの以外の公有財産の貸付け、貸付け若しくは譲渡以外の方法による使用又は譲渡

(3) 物品の貸付け又は譲渡

(経費の助成)

第 3 条 区は、第 1 条の目的を達成するため協会に対し、予算に定めるところにより、その運営及び事業に要する経費の一部を毎年度助成交付するものとする。

(職員の派遣)

第 4 条 区長は、協会の要請に応じ、その業務に従事する者として、職

員を派遣するものとする。

(協会との連携)

第 5 条 区長は、第 1 条の目的を達成するため、協会と緊密な連携を保つものとする。

(指導及び助言)

第 6 条 区長は、協会の健全な運営と発展を図るため、必要な指導及び助言を行うことができる。

(委任)

第 7 条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

(公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例の一部改正)

2 公益的法人等への足立区職員の派遣等に関する条例 (平成 14 年足立区条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 一般財団法人 足立区観光交流協会

(提案理由)

一般財団法人足立区観光交流協会に対して助成等を行う必要があるもので、この条例案を提出いたします。